		日	号外	ページ
一八	消防法施行規則第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づく消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類の一部を改正する件	一四	83	二五
一九	スプリンクラー設備等の送水口の基準の一部を改正する件	一四	83	二五
二〇	屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件	一四	83	二五
	○法　務　省			
一四四	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一	八	二
一四五	日本国に帰化を許可する件	二	七	二
一四六	〃	三	三	二
一四七	除籍の一部が滅失した件	七	三	二
一四八―一五〇	除籍が滅失した件	七	三	二
一五一	日本国に帰化を許可する件	七	三	二
一五二	〃	八	一	二
一五三	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件	九	二	二
一五四	除籍が滅失した件	一〇	二	二
一五五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一〇	二	二
一五六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一〇	二	二
一五七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一〇	二	三
一五八	原戸籍の一部が滅失した件	一一	二	二
一五九	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	一一	二	二
一六〇	日本国に帰化を許可する件	一一	二	二
一六一	戸籍が滅失した件	一四	二	二
一六二	除籍の一部が滅失した件	一四	二	二
一六三―一六四	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	二	三
一六五	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	二	三
一六六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	三	三
一六七―一六九	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	二	三
一七〇―一七三	除籍が滅失した件	一五	二	二
一七四	日本国に帰化を許可する件	一五	二	二